

平成28年6月吉日

会 員 各 位

弁 理 士 同 友 会 (認 定 番 号 08-020)

幹 事 長 吉 村 俊 一

東 海 担 当 副 幹 事 長 廣 江 政 典

東 海 委 員 長 坂 岡 範 穂

東 海 副 委 員 長 小 早 川 俊 一 郎

弁 理 士 同 友 会 第 1 回 研 修 会 の ご 案 内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、北海道大学大学院法学研究科教授の田村 善之 先生をお招きして、下記の内容についてご講演いただくことに致しました。

参加希望者は、申込書に必要事項をご記入の上、7月15日(金)までにFAX、eメールにてお申し込み下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、本研修は、テレビ会議システムを利用して弁理士会館より中継して実施致します。

また、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中)、所定の申請をする
と外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：2単位)。15分以上の遅刻をした場合には、受講したものと認められません。公共交通機関等の遅延、自己の行為に起因しない理由であっても、受講したものと認められませんので、時間に余裕をもって会場にお越しください。また、中座、早退の場合については、時間にかかわらず、受講したものと認められません。

敬具

記

テーマ『プロダクト・バイ・プロセス・クレームの許容性と技術的範囲：
— プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決の検討—』

物の発明をその製法で特定するいわゆるプロダクト・バイ・プロセス・クレームに関しては、従前から裁判実務や学説では、物同一性説と製法限定説とが対立していた。そのようななか、特許権侵害訴訟事件においてこの問題を大合議で審理した、知財高判平成24.1.27判時2144号51頁〔プラバスタチンナトリウム〕は、出願人がプロダクト・バイ・プロセス・クレームによる特定によらざるを得ない事情が存した「真正プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」においては物同一性説的な処理をすべきであるが、そのような事情がない「不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」にあつては製法限定説的な処理をすべき旨を説いていた。

しかし、その上告審である、最判平成27.6.5民集69巻4号700頁〔プラバスタチンナトリウム〕は、プロダクト・バイ・プロセス・クレームは物同一性説的に解釈されるべきであるが、出願人にそのようなクレームによらざるを得ない事情がなかったときには、そもそも明確性要件に違反して無効となるべき結論に至る法理を説いて、原判決を破棄したので、注目を集めている。

本講演は、この最判と以降の特許庁における対応等の動向を紹介するとともに、この問題が、既に付与された特許の取扱いに関する評価規範と、将来の出願に対する行為規範とでは異なる処理を志向すべきことを説くとともに、そのような理想論を現行法の枠内で実現するための特許庁と裁判所の役割分担を提唱する。

講 師 田村 善之 先生 (北海道大学大学院法学研究科教授)

日 時 平成28年7月22日(金) 午後6時50分～9時00分

場 所 日本弁理士会 東海支部室
会 費 登録3年未満(未登録含む) : 無料(会員・非会員とも)
登録3年以上 : 同友会会員 1,000円 非会員 4,000円

-----切り取り不要-----

研 修 会 申 込 書

東海委員長 坂岡 範穂 宛 FAX : 0594-73-1148
E-Mail : n.sakaoka [AT] gmail.com
([AT]を@に変換して下さい)

7月22日(金)の第1回研修会に参加を申込みます。

ご氏名

同友会会員 ・ 非会員 (いずれかに○印)

登録3年未満 (該当する場合に○印)

登録番号

連絡先TEL

E-Mail